

就学事務の手引

— 特別支援学校（小・中学部）編 —

令和4年7月

（令和2年5月版改訂）

京都府教育庁指導部特別支援教育課

目 次

第1章 就学の流れ

- 1 就学予定者に係る就学の流れ 1
- 2 就学後、障害の状態等が変化したとき 2

第2章 学齢簿

- 1 学齢簿編製の対象及び作成期日 4
- 2 学齢簿の記載事項 5
- 3 学齢簿の完結及び保存期間 7

第3章 就学時の健康診断

- 1 健康診断の意義 7
- 2 実施の時期及び保護者への通知 7
- 3 健康診断の検査項目、方法及び技術的基準 8
- 4 就学時健康診断票の作成及び送付 8
- 5 事後措置 8
- 6 障害のある児童生徒等の就学 10

- 資料 障害のある児童生徒の就学について 19
 - 就学移行期における「個別の教育支援計画」の作成について 20
 - 府就学巡回教育相談後の継続した取組について 22
 - 児童生徒の障害の種類・程度と就学の判断 23
 - 別表「京都府立特別支援学校が行う教育一覧」 25

第4章 特別支援学校への就学手続

- 1 学校教育法施行令第2条に規定する者（就学予定者）の就学手続 26
 - 様式1「令和 年度京都府立特別支援学校への就学予定者の通知について」 28
 - 様式2「令和 年度特別支援学校就学予定者個人票」 29
- 2 小学校・中学校から特別支援学校への転学手続 31

別紙様式「児童生徒の異動（転入・転出）について」	33
3 特別支援学校からの転学手続	34
4 区域外就学の手続	34
5 区域外就学をしている者が中途退学した場合等の手続	37
6 その他	38
区域外就学に係る様式	39

第5章 小学校・中学校への就学に係る手続

1 視覚障害者等となった者で引き続き小学校・中学校へ就学する者の手続	46
2 視覚障害者等で小学校又は中学校に在籍するもののうち、その障害の状態等 に变化があった者の手続	46
3 特別支援学校の児童生徒が視覚障害者等でなくなった場合の手続	47
4 特別支援学校に在学する児童生徒が小学校・中学校へ就学する場合の手続	48
5 視覚障害者等で小学校・中学校に在学する児童生徒が視覚障害者等でなくな った場合の手続	48

■参考資料

1 学校教育法（抄）	51
2 学校教育法施行令（抄）	52
3 学校教育法施行規則（抄）	58

■本手引きの「小学校、中学校」の表記は、義務教育学校を含むものとする。

第1章 就学の流れ

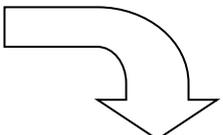
1 就学予定者に係る就学の流れ

随時	療育相談、育児相談、乳幼児相談等(病院、保健所、福祉事務所等医療、福祉、保健担当者等) 教育相談(府立特別支援学校地域支援センター、京都府スーパーサポートセンター、府総合教育センター、通級指導教室等)	
満1歳6月超 満2歳まで	健康診査(市町村が実施) ・ 1歳6か月児健診 ・ 3歳児健診 【母子保健法第12条】	◎発達障害者支援法 (児童の発達障害の早期発見等) 第5条 市町村は、母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。
満3歳超 満4歳まで		
満3歳～	特別支援学校幼稚部入学【学校教育法第72条、第76条】	
10月31日まで (5か月前)	学齢簿の作成(p4～) 市町村教育委員会は、学齢に達する者について学齢簿を作成しなければならない。 【学校教育法施行令第2条】(同法施行規則第31条の規定により、10月1日現在において行う。)	
11月30日まで (4か月前)	就学時健康診断の実施(p7～) 市町村教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって健康診断を実施しなければならない。 【学校保健安全法第11条、同法施行令第1条】	
就学相談等	就学相談(p8「事後措置」～) 就学時の健康診断の結果に基づき、治療の勧告、保健上必要な助言、就学義務の猶予・免除、特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとる。 【学校保健安全法第12条】	
	保護者等の意見聴取(p10「障害のある児童生徒等の就学」～) 児童生徒等のうち視覚障害者等(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。))で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のもの。以下同じ。)について学校教育法施行令に定める通知(学校指定の通知)をしようとするときには、保護者及び教育学・医学・心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。 【学校教育法施行令第18条の2】	
	視覚障害者等 (学校教育法施行令第22条の3に該当する程度の障害)	
	特別支援学校への就学(p26～)	小学校・中学校への就学
12月31日まで (3か月前)	特別支援学校への就学についての通知 市町村教育委員会は、学齢児童生徒のうち認定特別支援学校就学者(視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。)について、都道府県の教育委員会に対し、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨の通知を行う。 【学校教育法施行令第11条】 	
1月31日まで (2か月前)	入学期日等の通知、学校の指定等 都道府県教育委員会は、就学すべき特別支援学校を指定し、保護者、特別支援学校長、市町村教育委員会に対し入学期日等を通知する。 【学校教育法施行令第14条、第15条】	入学期日等の通知、学校の指定等 市町村教育委員会は、保護者、小学校・中学校長に対し入学期日等を通知する。 【学校教育法施行令第5条、第7条】
4月1日	就 学	

2 就学後、障害の状態等が変化したとき(その1)

	視覚障害者等 (学校教育法施行令第22条の3に該当する程度の障害)	視覚障害者等以外の者
	特別支援学校に就学している学齢児童生徒	小学校・中学校に就学している学齢児童生徒
視覚障害者等になったものがあるとき		<p>市町村教育委員会への通知(p31)</p> <p>当該児童生徒の在学する小学校・中学校の校長は、速やかに市町村教育委員会に対し、その旨、通知する。 【学校教育法施行令第12条第1項】</p>
	<p>特別支援学校に就学させる場合(p31A)</p> <p>市町村教育委員会は、学齢児童生徒のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県教育委員会に対し、その氏名、特別支援学校に就学させるべき旨の通知を行う。 【学校教育法施行令第12条第2項→第11条準用(速やかに)】</p>	<p>小学校・中学校に就学させる場合</p> <p>①引き続き同じ小学校・中学校に就学させる場合(p32B)</p> <p>市町村教育委員会は、当該小学校・中学校の校長に対し、その旨、通知する。【学校教育法施行令第12条第3項】</p>
	<p>入学期日等の通知、学校の指定等</p> <p>都道府県教育委員会は、就学すべき特別支援学校を指定し、保護者、特別支援学校長、市町村教育委員会に対し入学期日等を通知する。 【学校教育法施行令第14条、第15条】</p>	<p>②就学先の小学校・中学校を変更する場合(p32C)</p> <p>市町村教育委員会は、新たに就学すべき小学校・中学校を指定し、入学期日等について、保護者、当該小学校・中学校の校長に通知する。【同法施行令第6条→第5条準用、第7条(速やかに)】</p>
視覚障害者等でなくなったものがあるとき	<p>都道府県教育委員会への通知(p47 3(1))</p> <p>当該学齢児童生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに当該児童生徒の住所地の都道府県教育委員会に対し、その旨通知する。</p> <p>市町村教育委員会への通知(p47 3(2))</p> <p>上記の通知を受けた都道府県教育委員会は、当該児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その旨、通知する。 【学校教育法施行令第6条の2】</p>	<p>市町村教育委員会への通知(p48 5)</p> <p>その小学校・中学校の校長は、速やかに市町村教育委員会に対し、その旨、通知する。 【学校教育法施行令第6条の4】</p>
		<p>入学期日等の通知、学校の指定等(p48 3(3))</p> <p>市町村教育委員会は、保護者、小学校・中学校長に対し入学期日等を通知する。 【学校教育法施行令第6条→第5条準用、同施行令第7条(速やかに)】</p>

就学後、障害の状態等が変化したとき(その2)

	視覚障害者等 (学校教育法施行令第22条の3に該当する程度の障害)	視覚障害者等以外の者
	特別支援学校に就学している学齢児童生徒	小学校・中学校に就学している学齢児童生徒
障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により小学校・中学校に就学することが適当であると思料するものがあるとき	<p>都道府県教育委員会への通知(p48 4) 当該学齢児童生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに都道府県教育委員会に対し、その旨通知する。</p> <p>市町村教育委員会への通知 上記の通知を受けた都道府県教育委員会は、当該児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その旨、通知する。</p> <p>【学校教育法施行令第6条の3】</p> 	
	<p>市町村教育委員会が当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると判断する場合(p48 4(1)) 市町村教育委員会は、その旨、都道府県教育委員会に通知する。 都道府県教育委員会は、当該特別支援学校長にその旨、通知する。</p> <p>【学校教育法施行令第6条の3第3項】</p>	<p>市町村教育委員会が小学校・中学校へ就学することが適当であると判断した場合(p48 4(2)) 市町村教育委員会は、保護者、小学校・中学校長に対し入学期日等を通知する。</p> <p>【学校教育法施行令第6条→第5条準用、同施行令第7条(速やかに)】</p>
障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により小学校・中学校に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるとき		<p>市町村教育委員会への通知(p46 2) 当該児童生徒の在学する小学校・中学校の校長は、速やかに市町村教育委員会に対し、その旨、通知する。</p> <p>【学校教育法施行令第12条の2第1項】</p> 
	<p>特別支援学校への就学が適当であると認める場合(p46 2(1)) 市町村教育委員会は、当該児童生徒について特別支援学校に就学することが適当である旨、通知する。</p> <p>【学校教育法施行令第12条の2第2項→第11条準用(速やかに)】</p> 	<p>市町村教育委員会が、就学先の小学校・中学校を変更する場合(p47 2(2)) 市町村教育委員会は、保護者、小学校・中学校長に対し入学期日等を通知する。</p> <p>【学校教育法施行令第6条→第5条準用、同施行令第7条(速やかに)】</p>
	<p>入学期日等の通知、学校の指定等 都道府県教育委員会は、就学すべき特別支援学校を指定し、保護者、特別支援学校長、市町村教育委員会に対し入学期日等を通知する。</p> <p>【学校教育法施行令第14条、第15条】</p>	<p>市町村教育委員会が、現に在学する小学校・中学校に引き続き就学させる場合(p47 2(3)) 市町村教育委員会は、小学校・中学校長に対しその旨通知する。</p> <p>【学校教育法施行令第12条の2第3項】</p>

※ 入院等により、京都市立特別支援学校や他府県立の特別支援学校に就学する場合には、「第4章4 区域外就学」(p34~36)を参照

第2章 学 齡 簿

1 学齡簿編製の対象及び作成期日

市町村教育委員会は、就学義務の発生及び履行状況を把握し、義務教育の実施を確保するため、市町村内に住所を有する児童生徒等について学齡簿を編製しなければならない。

学齡簿の編製とは、単に児童生徒等が入学するときだけでなく、就学義務が終了するまでこれを整備し保管することを意味する。（昭和 28 年 11 月 7 日付け文総審第 118 号 文部事務次官通達）

(1) 学齡簿の編製について

▶ 住民基本台帳に基づく学齡簿の編製

学齡簿の編製は、住民基本台帳に基づいて行うこととされている。（学校教育法施行令第 1 条）

▶ 住民基本台帳に記載されていない者について

住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有するものであれば、この者についても学齡簿を編製すること。

この場合、教育委員会は、住民基本台帳に脱漏又は誤載があると認める旨を遅滞なく当該市町村長に通報することとされていること。（「住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について」（昭和 42 年 10 月 2 日付け文初財第 396 号 文部省初等中等教育局長通達）、住民基本台帳法第 13 条）また、市町村の区域内に転住してきた学齡児童生徒を学齡簿に記載したときは、当該教育委員会は、その旨を速やかに前住所地の教育委員会に通知するようにされたい。（「学齡簿および指導要録の取扱いについて」（昭和 32 年 2 月 25 日付け文初財第 83 号 文部省初等中等教育局長通達））

なお、配偶者からの暴力の被害者の子どもの転学先や居住地等の情報については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に則り、配偶者暴力相談支援センターや福祉部局等との連携を図りながら厳重に管理する必要がある。（「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」（平成 21 年 7 月 13 日付け 21 生参学第 7 号 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長及び初等中等教育局初等中等教育企画課長通知））

(2) 編製の対象

▶ 学齡児童生徒（学校教育法施行令第 1 条）

▶ 10 月 1 日現在市町村に在住する者で、翌年度の初めまでに満 6 歳に達する者 → 10 月 31 日までに作成する。（同法施行令第 2 条、同法施行規則第 31 条）

また、10 月 2 日以後に就学予定者が転入してきた場合には、市町村教育委員会は速やかに学齡簿を作成し、当該児童生徒に係る必要な就学手続を行わなければならない。（同法施行令第 3 条、第 4 条）

【学校教育法施行令】

(学齢簿の編製)

第1条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法(以下「法」という。)第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。)について、学齢簿を編製しなければならない。

2 前項の規定による学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。

3 市町村の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、第1項の学齢簿を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製することができる。

4 第1項の学齢簿に記載(前項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齢簿にあつては記録。以下同じ。)をすべき事項は、文部科学省令で定める。

(学齢簿の作成期日)

第2条 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから5月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満6歳に達する者について、あらかじめ、前条第1項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第2項から第4項までの規定を準用する。

(学齢簿の加除訂正)

第3条 市町村の教育委員会は、新たに学齢簿に記載をすべき事項を生じたとき、学齢簿に記載をした事項に変更を生じたとき、又は学齢簿の記載に錯誤若しくは遺漏があるときは、必要な加除訂正を行わなければならない。

(児童生徒等の住所変更に関する届出の通知)

第4条 第2条に規定する者、学齢児童又は学齢生徒(以下「児童生徒等」と総称する。)について住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条又は第23条の規定による届出(第2条に規定する者にあつては、同条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更に係るこれらの規定による届出に限る。)があつたときは、市町村長(特別区にあつては区長とし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(第23条第9号及び第26条第3項において「指定都市」という。)にあつてはその区の区長とする。)は、速やかにその旨を当該市町村の教育委員会に通知しなければならない。

2 学齢簿の記載事項(学校教育法施行規則第30条)

(1) 学齢児童生徒に関する事項

氏名、現住所、生年月日及び性別

(2) 保護者に関する事項

氏名、現住所及び保護者と児童生徒等との関係

(3) 就学する学校に関する事項

ア 当該市町村立小学校・中学校に就学する者
当該学校の名称、入学・転学及び卒業の年月日

【参考】（昭和 29 年 8 月 12 日 文部省初等中等教育局長回答）

学齢簿等に記載する入学年月日及び卒業年月日は、それぞれ教育委員会が通知した入学期日、校長が卒業を認定した期日であって、これらの期日は原則として 4 月 1 日又は 3 月 31 日とすることが適切である。

イ 学校教育法施行令第 9 条（区域外就学等）に定める手続により当該市町村の設置する小学校・中学校以外の小学校・中学校に就学する者

当該学校及びその設置者の名称、当該学校に係る入学・転学・退学及び卒業の年月日

ウ 特別支援学校の小学部又は中学部に就学する者

当該学校及び部、当該学校の設置者の名称、当該部に係る入学・転学・退学及び卒業の年月日

(4) 就学の督促等に関する事項

就学状況が良好でない者等について、校長から通知を受けたとき、又は就学義務の履行を督促したときは、その旨及び通知を受け、又は督促した年月日

【学校教育法施行令】

（長期欠席者等の教育委員会への通知）

第 20 条 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き七日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な理由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

（教育委員会の行う出席の督促等）

第 21 条 市町村の教育委員会は、前条の通知を受けたときその他当該市町村に住所を有する学齢児童又は学齢生徒の保護者が法第 17 条第 1 項又は第 2 項に規定する義務を怠っていると認められるときは、その保護者に対して、当該学齢児童又は学齢生徒の出席を督促しなければならない。

(5) 就学義務の猶予又は免除に関する事項

猶予の年月日、事由及び期間又は免除の年月日及び事由並びに猶予又は免除された者のうち復学した者については、その年月日

【学校教育法】

第 18 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第 1 項又は第 2 項の義務を猶予又は免除することができる。

(6) その他必要な事項

市町村教育委員会が児童生徒等の就学に関し必要と認める事項

なお、学齢簿の様式については法令上特段の定めはないので、各市町村教育委員会において適宜作成することとなるが、作成に当たっては、当該市町村における個人情報保護条例の趣旨にのっとり、不必要な個人情報については記載しないよう留意すること。

3 学齢簿の完結及び保存期間

(1) 記載の完結

学齢簿編製の対象となるのは児童生徒等であるので、小学校・中学校又は特別支援学校小学部・中学部の全課程を修了した者について、学齢簿に卒業年月日を記載すればその者の学齢簿の記載は完結する。

(2) 学齢簿の保存期間

学齢簿の保存期間については、法令上の定めはない。市町村教育委員会は、学齢簿を編製した後、その者の就学義務が終了するまでこれを整備し保管することとされているが、その後の保存については、当該市町村の文書処理規程等に従うこととなる。

第3章 就学時の健康診断

1 健康診断の意義

市町村教育委員会は、翌学年の初めから、小学校又は特別支援学校の小学部に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たって、その健康診断を行わなければならない。（学校保健安全法第11条）

また、その際、発達障害の早期発見にも十分留意しなければならない。（発達障害者支援法第5条）

2 実施の時期及び保護者への通知（学校保健安全法施行令第1条、第3条）

就学時の健康診断は、学齢簿が作成された後、11月30日までに行うものとする。

市町村教育委員会は、就学時の健康診断を行うに当たって、あらかじめ、その日時、場所及び実施の要領等を保護者に通知しなければならない。

3 健康診断の検査項目、方法及び技術的基準（学校保健安全法施行規則第3条）

検査項目	方法及び技術的基準
栄養状態	皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達、貧血の有無等について検査し、栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する者の発見につとめる。
脊柱の疾病及び異常の有無	形態等について検査し、側わん症等に注意する。
胸郭の異常の有無	形態及び発育について検査する。
視力	国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正視力についても検査する。
聴力	オージオメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。
眼の疾病及び異常の有無	感染性眼疾患その他の外眼部疾患及び眼位の異常等に注意する。
耳鼻咽喉頭疾患の有無	耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患及び音声言語異常等に注意する。
皮膚疾患の有無	感染性皮膚疾患、アレルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。
歯及び口腔の疾病及び異常の有無	齲歯、歯周疾患、不正咬合その他の疾病及び異常について検査する。
その他の疾病及び異常の有無	知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系等について検査するものとし、知能については適切な検査によつて知的障害の発見につとめ、呼吸器、循環器、消化器、神経系等については臨床医学的検査その他の検査によつて結核疾患、心臓疾患、腎臓疾患、ヘルニア、言語障害、精神神経症その他の精神障害、骨、関節の異常及び四肢運動障害等の発見につとめる。

4 就学時健康診断票の作成及び送付（学校保健安全法施行令第4条）

市町村教育委員会は、就学時の健康診断を行ったときは、就学時健康診断票を作成しなければならない。

また、翌学年の初めから15日前までに、市町村教育委員会は、就学時健康診断票を就学時の健康診断を受けた者の入学する学校の校長に送付しなければならない。

5 事後措置（学校保健安全法第12条）

市町村の教育委員会は、就学時健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、就学義務の猶予・免除又は特別支援学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

詳細は、「学校保健法施行規則の一部改正等について」（平成14年3月29日付け13文科ス第489号 文部科学省スポーツ・青少年局長通知）を参考とすること。

学校保健法施行規則の一部改正等について（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 文科ス第 489 号）別紙 1
文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t20020329008/t20020329008.html

就学時の健康診断の実施について

学校保健法(昭和三三年法律第五六号。以下「法」という。)第四条の規定に基づく就学時の健康診断の実施について留意すべき事項は、以下のとおりとする。

(旧「学校保健法第4条」→「学校保健安全法第11条」)

(1～3略)

4 事後措置

市町村の教育委員会は、就学時の健康診断の結果に基づき、担当医師及び担当歯科医師の所見に照らして、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第 22 条第 1 項に規定する義務の猶予若しくは免除又は盲学校、聾学校若しくは養護学校への就学に関し指導を行う等適切な措置をとらなければならないものであること(法第 5 条)。

(旧「学校教育法第 22 条第 1 項」→「学校教育法第 18 条」(以下同じ。))

(旧「学校保健法第 5 条」→「学校保健安全法第 12 条」)

(「盲、聾、養護学校」→「特別支援学校」(以下同じ。))

事後措置は、就学時の健康診断の結果を保護者に通知し、その通知においてあわせて所要事項を記載して行うのが適当である。もとより必要に応じて、保護者と直接、面会して指導、助言を行うことが必要となる場合もあること。

当該事後措置の留意事項は次のとおりであること。

(1) 疾病又は異常を有しない者

発育も順調であり、就学時の健康診断においては、心身に疾病又は異常もみられず、健康と認められる者については、事後措置の必要はないようにも思えるが、やはり就学時の健康診断の結果(栄養状態が良好及び疾病又は異常は認められなかった旨)を通知し、その旨を保護者に知らせるべきであり、今後も健康に留意し生活を規則正しくして、元気で入学するように附言することが適当である。

(2) 疾病又は異常を有する者等

疾病又は異常を有する者については、速やかに治療のために必要な医療を受けるよう勧告し、又は、必要に応じて更に必要な検査を受けるよう指導する。また、予防接種を受けていない者には予防接種を受けるよう指導し、発育が順調でない者、栄養要注意の者等には、その発育、健康状態等に応じて保健上必要な助言を行う。

この時期に早急に治療が必要な疾患(不同視等)などが疑われる場合には、特にその旨を保護者への通知に記載して、医療機関において受診するよう指導することが必要である。

また、発育が順調でない者や、栄養要注意の者で、全身の状況や保護者と幼児との様子から、児童虐待などが疑われる場合には、速やかに、児童相談所等に連絡を取る必要がある。

(3) 盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者の疑いがある場合

市町村の教育委員会は、盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者で盲学校、聾学校又は養護学校へ就学することが適当であると認められる者については、都道府県の教育委員会に対し学校教育法施行令第 11 条の規定による通知等を翌学年の初めから三月前(12 月 31 日)までにしなければならないこととなっている。

就学時の健康診断の結果、盲者、聾者又は知的障害者、肢体不自由者若しくは病弱者の疑い

がある場合には、市町村の教育委員会において、就学時の健康診断を担当する部局と就学相談・就学指導を担当する部局との間で十分な連携を図り、適切な就学相談・就学指導を行う必要がある。

（「盲者、聾者」→「視覚障害者、聴覚障害者」）

更に必要な検査、精密検査を受ける必要があると認められる場合はその旨を指導するとともに、市町村の教育委員会はその検査結果を踏まえて適切な就学相談・就学指導等を行うことが適当である。

なお、治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願出により学校教育法第 22 条第 1 項に規定する義務（以下「就学義務」という。）の猶予又は免除の措置を行うため、就学時の健康診断の結果、就学義務の猶予又は免除を受けることが適当ではないかと疑われる者については、まず、更に必要な検査、精密検査を受ける必要があることを保護者に対し指導するとともに、教育委員会はその検査結果を踏まえて就学義務の猶予又は免除が適当と認められる場合には保護者にその旨を指導する必要がある。

6 障害のある児童生徒等の就学

保護者は、学校教育法第 17 条の規定により学齢児童生徒を小学校及び中学校又は特別支援学校の小学部及び中学部に就学させる義務を負う。

障害のある児童生徒等のうち障害の程度が学校教育法施行令第 22 条の 3 に定める程度の者は、市町村教育委員会の判断に基づき、小学校・中学校又は特別支援学校の小学部・中学部への就学を決定し、法令の定める手続きを行う。

また、それ以外の軽度の障害のある児童生徒等は、小学校・中学校へ就学させることとなる。

なお、小学校・中学校においては、その者の障害の種類や程度等に応じて、それぞれ通常の学級での支援、通級指導教室の活用、特別支援学級での学習等様々な教育形態が考えられる。

また、市町村教育委員会が障害のある児童生徒等の障害の種類や程度等を判断するに当たっては、必要に応じて教育支援委員会の意見を聴き、慎重に行うこと。

就学後においても障害の状態の変化等に応じて、適切な教育が行われることが大切であり、学校内及び市町村教育委員会の教育支援委員会により、就学指導のフォローアップが適切に行われることが重要である。

【教育支援委員会】

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について就学先の通知をするに当たっては、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとされている。（学校教育法施行令第 18 条の 2）

そのため、市町村教育委員会においては、専門家等の意見を聴くことにより適切な教育支援を行うために専門性の高い人材を配置した教育支援委員会を設置することが重要である。

教育支援委員会は、教育上特別な配慮を要する児童生徒の障害の種類、程度等の判断について、調査及び審議を行うものであり、条例又は規則で設置することが望ましい。また、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援について助言を行うという観点から機能の拡充を図ることが重要である。

なお、府教育委員会においては、「京都府教育委員会基本規則」（昭和 24 年京都府教育委員会規則第 1 号）に基づき京都府教育支援委員会を設置している。（平成 27 年 4 月改称）

「障害のある子供の教育支援の手引

～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について

(令和3年6月30日付け3文科初第608号、文部科学省初等中等教育局長通知)

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月）及び中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月）」が取りまとめられ、障害のある子供の就学相談や学びの場の検討等の充実に資するよう、「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～（平成25年10年）」の内容を充実すべきとの提言がなされました。これを受け、文部科学省では、障害のある子供一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や、就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるよう、また、障害のある子供の教育支援に携わる全ての関係者の指針となるよう、同資料の名称を「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」に変更するとともに、内容の改訂を行いました。その改訂の内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、本手引の活用により、子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に図っていただくようお願いいたします。また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、域内の各市区町村教育委員会におかれては所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県の知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、各国公立大学法人学長におかれては設置する附属学校に対し、本通知の趣旨について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改訂の基本方針

1 一貫した教育支援の充実

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握し、それに応じた適切な教育及び必要な支援を行う特別支援教育の理念を実現していくため、早期からの教育相談・支援や、就学後の継続的な教育相談・支援を含めた全体を「一貫した教育支援」とするこれまでの基本的な考え方は継続して重視したこと。

その上で、今回の改訂では、特に、教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直すことについて改めて理解を深め、一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場における学びの連続性の実現を一層推進していくこととしたこと。

2 教育的ニーズの重視

今回の改訂では、特に、小学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった学びの場の判断について、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が多角的、客観的に検討できるようにするため、「教育的ニーズ」に関する内容やその取扱いについての充実を図ったこと。

3 就学先決定等のプロセスに基づく教育支援の質の向上

本人及び保護者、教育委員会及び学校等の共通理解の下、教育支援に関する情報の共有や整理・検討が行われ、市区町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断や

決定が行われるよう、就学先決定等のモデルプロセスを再構成するとともに、各プロセスにおける基本的な考え方を明確にしたこと。

4 就学先となる学校や学びの場における教育機能等の具体化

障害種毎に、教育的ニーズを整理する際の視点を具体化するとともに、就学先となる学校や学びの場、障害の状態等を踏まえた教育の内容やその取扱い等の検討に資する記載を充実したこと。

5 情報の引継ぎ等を重視した対応

就労や進学等の教育支援の主体が替わる際、個別の教育支援計画の作成・活用により、情報の共有や引継ぎに取り組むことがより強く求められていることから、引き継がれるべき事項やその取扱いに関する記載を充実したこと。

第2 改訂の要点

1 「教育的ニーズ」に係る基本的な考え方の整理（第1編関係）

障害のある子供の就学に係る基本的な考え方を示し、「教育的ニーズ」について、① 障害の状態等、② 特別な指導内容、③ 教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容、の三つの観点に基づき整理することを示したこと。

2 就学先決定等のモデルプロセスの再構成（第2編関係）

従前からの教育相談・就学先決定のモデルプロセスを、実際の就学に係る一連のプロセスに沿って、次の（1）～（3）に再整理し、それぞれ取組の基本的な考え方や留意点等を整理して示したこと。

（1）就学に関する事前の相談支援（第2章関係）

法令に基づく就学手続が開始される前の時期に、本人及び保護者を対象とした就学に向けた準備を支援する活動について、留意事項を充実して示したこと。

（2）就学先の具体的な検討と決定プロセス（第3章関係）

法令に具体的に定められている学齢簿作成以降のプロセスについて順を追って示すとともに、次のことについて充実して示したこと。

① 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討

市区町村教育委員会による障害のある子供の教育的ニーズの整理と必要な教育支援の内容の検討を一層充実するため、以下の項目を新たに示し、それぞれについて基本的な考え方を整理したこと。

- ・重複障害のある子供について
- ・特別支援学級と通級による指導等との関係について
- ・特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習について
- ・医療的ケアの必要な子供について
- ・障害のある外国人の子供について

② 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取

小中学校に就学する場合において、どの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級）がふさわしいかについても、教育支援委員会等を起点に、様々な関係者が多角的、客観的に検討していくことを示したこと。

更に、就学先の学校や学びの場の判断について、必要に応じて、都道府県教育委員会や特

別支援学校は、市区町村教育委員会や小学校等に対する指導・助言を行うことを示したこと。

(3) 就学後の学びの場の柔軟な見直し（第4章関係）

子供の教育的ニーズの変化に応じた、就学後の学びの場の柔軟な見直しが、更に推進されるよう、内容の充実を図ったこと。具体的には、子供の教育的ニーズの変化の的確な把握や、その変化に継続的かつ適切に対応するため、在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更など、学びの場の柔軟な見直しに当たってのプロセスを充実して再整理したこと。

また、全ての関係者が学びの場の変更に関する理解が進むよう、学びの場の変更に関する事例（6事例）を新たに示したこと。

(4) 情報の引継ぎ（第3章の11関係）

就学や進学等における情報の引継ぎの重要性や、教育のデジタル化を踏まえた環境整備が必要であることを踏まえ、個別の教育支援計画の作成・活用に関する記述を充実したこと。特に、別途、文部科学省から発出した「個別の教育支援計画の参考様式について（事務連絡）」なども活用しつつ、支援の内容等に関する情報を切れ目なく確実に引き継ぐことが重要であることを示したこと。

3 障害種毎に教育的対応の充実に資するよう解説の充実（第3編関係）

教育的ニーズを整理する際に、障害種（※）毎に具体的に把握すべき内容の改善及び充実を図ったこと。

また、障害種毎に、それぞれの学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）の対象となる子供の障害の状態等についての解説を充実するとともに、教育課程の編成等について検討を行う際に理解しておかなければならない学習指導要領に関連した基本的な内容を充実して示したこと。

（※）Ⅰ. 視覚障害、Ⅱ. 聴覚障害、Ⅲ. 知的障害、Ⅳ. 肢体不自由、Ⅴ. 病弱・身体虚弱、Ⅵ. 言語障害、Ⅶ. 自閉症、Ⅷ. 情緒障害、Ⅸ. 学習障害、Ⅹ. 注意欠陥多動性障害

第3 別冊「小学校等における医療的ケア実施支援資料」

近年、小学校等に在籍する喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な子供（以下「医療的ケア児」という。）が増加傾向にあることを踏まえ、小学校等や教育委員会等における医療的ケアに関する体制の整備等の参考となるよう、手引の「別冊」として「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を新たに作成したこと。その内容は以下のとおりであること。

1 医療的ケアの概要等と小学校等における受け入れ体制の構築（第1編及び第2編関係）

医療的ケアを実施するための学校の実施体制の整備や市区町村教育委員会等による総括的な管理体制の構築等について示したこと。

2 医療的ケア児の状態等に応じた対応（第3編関係）

医療的ケアの種類毎に具体的な内容を示すとともに、教職員が教育活動を行うに当たって留意することを示したこと。

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について
(平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号、文部科学省初等中等教育局長通知)

文部科学省ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成 24 年 7 月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成 25 年 9 月 1 日付け 25 文科初第 655 号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成 14 年 5 月 27 日付け 14 文科初第 291 号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法を分かりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な健康診断に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規則に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第 81 条第 2 項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

- 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては 2(2)と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級における指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のものである。

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢や発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のものである。

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものである。

② 留意事項

通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は以下のとおりであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

4 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行う

こと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 相談支援体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家の巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談支援体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

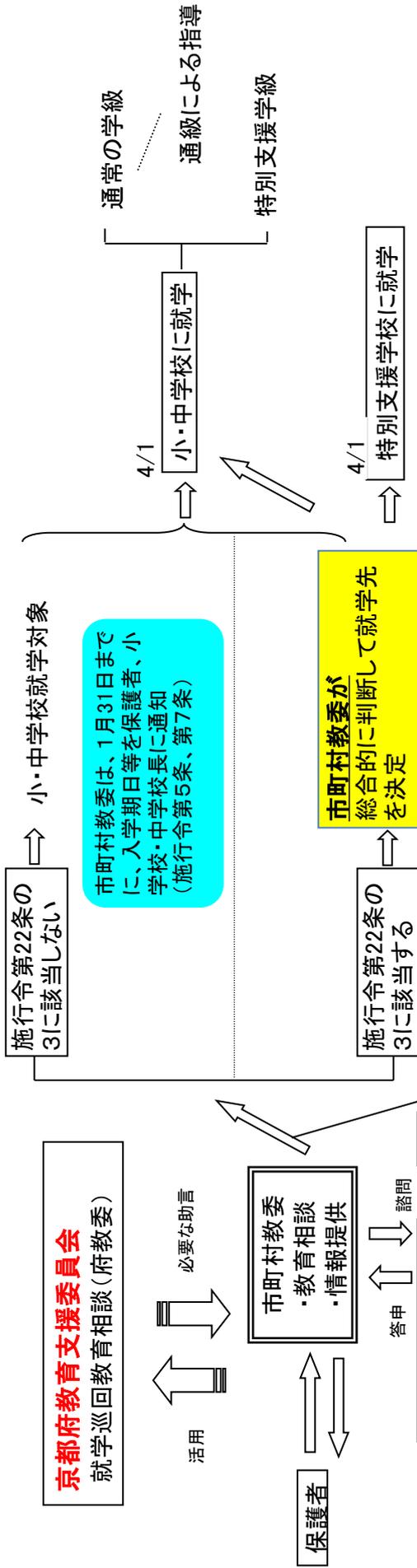
3 就学先の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援について助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」といった名称とすることが適当であること。

障害のある児童生徒の就学について



施行令第22条の3に該当しない

市町村教委は、1月31日までに、入学期日等を保護者、小・中学校・中学校長に通知(施行令第5条、第7条)

市町村教委が総合的に判断して就学先を決定

施行令第22条の3に該当する

市町教育支援委員会(仮称)

保護者・専門家の意見聴取

施行令第22条の3に該当する障害のある子どもは、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組むとすることが適当である。

府教委は、1月31日までに、
・保護者
・就学させるべき特別支援学校校長
・当該児童生徒の住所の存する市町村教委
に対し、入学期日等を通知
(施行令第14条、第15条)

市町村教委は、12月31日までに、
府教委に対し該当者氏名、特別支援学校に就学させるべき旨を通知

就学移行期における「個別的教育支援計画」の作成・活用、
就学先への引継(p20~21を参照してください。)

学齢簿の作成
* 10/1現在で、10/31までに
施行令第1条、第2条
施行規則第31条

就学時健康診断の実施
* 11/30までに
学校保健安全法第11条
学校保健安全法施行令第1条

「施行令」…学校教育法施行令
「施行規則」…学校教育法施行規則

就学決定に当たっての留意事項

○就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組むとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

○現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から「教育支援委員会」(仮称)と改称し、重要な役割を果たすことが期待される。

○就学時に決定した「学びの場」は固定したのではなく、それぞれの児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを全ての関係者の共通理解とすることが重要である。

(平成24年7月中央教育審議会初等中等教育分科会報告より)

就学移行期における「個別の教育支援計画」の作成及び活用について

平成 15 年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示されました。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画と言います。

■「特別支援教育の更なる充実に向けて」（平成 21 年 2 月、文部科学省「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」審議の中間とりまとめ）においては、

早期からの教育相談・支援、就学相談、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」ととらえ直し、個別の教育支援計画の作成・活用の推進を通じて、一人一人のニーズに応じた教育支援の充実を図ることが重要であること。

早期からの支援や継続的な就学相談を含めた「線」としての継続的教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援を目指すべきであること。

今後の就学相談の在り方として、幼児教育段階から、義務教育への円滑な移行を図るため、市町村教育委員会が幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して就学移行期における個別の教育支援計画を作成・活用し、就学後は就学先の学校に引き継いでいくことが適当であること。

などが示されています。

■「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)」（平成 24 年 7 月、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育分科会）においては、

子どもの教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期から教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。

■「特別支援教育の推進について」（平成19年4月文部科学省初等中等教育局通知）

そのためには、早期からの教育相談・支援を踏まえて市町村教育委員会が保護者や専門家の協力を得つつ個別の教育支援計画を作成するとともに、それを適切に活用していくことが重要である。その際、子どもの教育的ニーズや困難に対応した支援という観点から作成することが必要である。

■「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日付け文部科学省初等中等教育局長通知）

第2 早期からの一貫した支援について 「2 個別の教育支援計画の作成」（p15）

京都府就学巡回教育相談においても、特別な支援を要する児童や保護者への円滑な支援を目指して、保護者の了解のもとに就学巡回教育相談時の相談内容を個別の教育支援計画又は個別の移行支援計画等（以下「個別の教育支援計画等」という。）の作成や見直しに反映させ、必要に応じ地域支援センターによる継続した支援を行う取組を実施しています。（p19）

■小学校学習指導要領総則及び中学校学習指導要領総則（平成29年告示）の中では、次のように記されています。

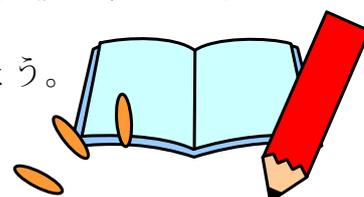
障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することを努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

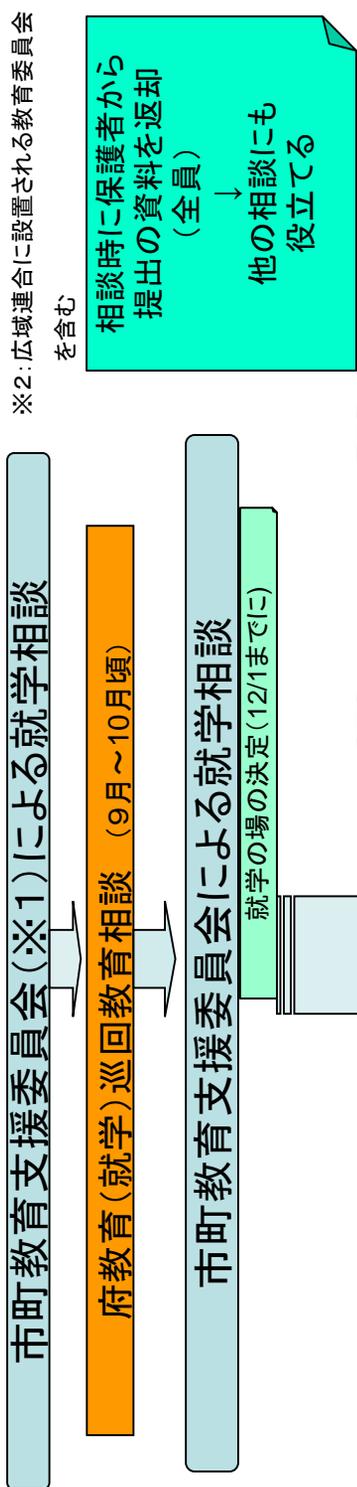
■学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成30年8月27日文部科学省初等中等教育局長通知）

「個別の教育支援計画」は、就学後においても定期的に評価し、内容等について見直しを行いましょう。

また、進学・就労先や支援機関に引き継いでいきたいと思います。



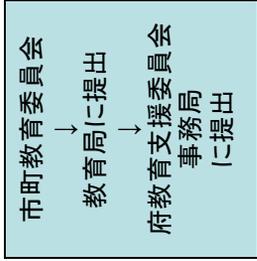
府教育(就学)巡回教育相談後の継続した取組について



※1: 広域連合に設置される教育支援委員会を含む

※2: 広域連合に設置される教育委員会を含む

☆相談結果の活用 ～継続した支援のために～



児童生徒の障害の種類・程度と就学の判断

特別支援学校		特別支援学級		通級による指導	
学校教育法施行令第22条の3		学校教育法第81条		学校教育法施行規則第140条	
		学校教育法施行規則第137条			
		平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」			
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的障害者	知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも		
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	(病弱者及び)身体虚弱者	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの		
		言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
		自閉症・情緒障害者		自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
				情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも
		学習障害者		学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも
注意欠陥・多動性障害者		注意欠陥・多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも		

1 視覚障害



2 聴覚障害



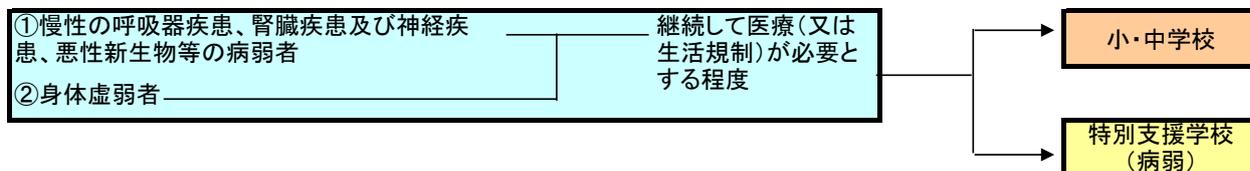
3 知的障害



4 肢体不自由

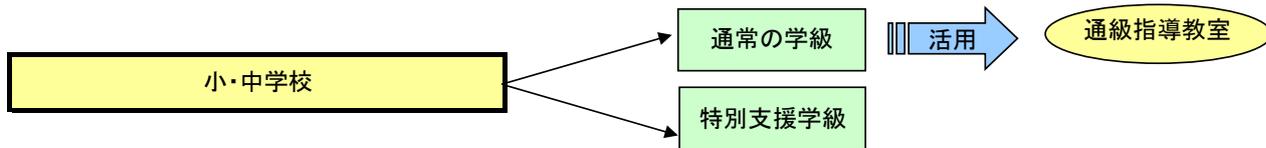


5 病弱・身体虚弱



6 言語障害、自閉症・情緒障害及び発達障害等

障害の種別や状態に応じて、小・中学校の通常の学級での支援、通級指導教室の活用、特別支援学級における教育等様々な指導形態により教育を行う。



※ 京都府立特別支援学校が行う教育の障害種別については、別表(p25)を参照

別表 京都府立特別支援学校が行う教育一覧

学校名	主として行う教育
京都府立盲学校及び同舞鶴分校	視覚障害者に対する教育
京都府立聾学校及び同舞鶴分校	聴覚障害者に対する教育
京都府立向日が丘支援学校	知的障害者に対する教育
	肢体不自由者に対する教育
京都府立宇治支援学校	知的障害者に対する教育
	肢体不自由者に対する教育
京都府立城陽支援学校	知的障害者に対する教育
	肢体不自由者に対する教育
	病弱者に対する教育
京都府立八幡支援学校	知的障害者に対する教育
	肢体不自由者に対する教育
京都府立井手やまぶき支援学校	知的障害者に対する教育
	肢体不自由者に対する教育
京都府立南山城支援学校	知的障害者に対する教育
	肢体不自由者に対する教育
京都府立丹波支援学校及び同亀岡分校	知的障害者に対する教育
	肢体不自由者に対する教育
京都府立中丹支援学校	知的障害者に対する教育
	肢体不自由者に対する教育
京都府立舞鶴支援学校	知的障害者に対する教育
	肢体不自由者に対する教育
同行永分校	肢体不自由者に対する教育
	病弱者に対する教育
京都府立与謝の海支援学校	知的障害者に対する教育
	肢体不自由者に対する教育

第4章 特別支援学校への就学手続

視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者（以下「認定特別支援学校就学者」という。）については、その可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる生きる力を培うため、その障害に応じて特別支援学校に就学することとなる。

1 学校教育法施行令第2条に規定する者（就学予定者）の就学手続

学齢簿の作成（第2章「学齢簿」参照）



就学時の健康診断（第3章「就学時の健康診断」参照）



市町村教育委員会から京都府教育委員会への通知（学校教育法施行令第11条）

市町村教育委員会は、学齢簿に記載された者のうち認定特別支援学校就学者について、京都府教育委員会に対し、その氏名及び視覚障害者等である旨を通知する。

○ 翌学年の初めから3月前まで（→12月31日まで）に通知する。

なお、小学校又は中学校に在学する学齢児童生徒で視覚障害者等となった者（学校教育法施行令第12条に規定する者）のうち、翌学年の初めから特別支援学校に就学する者についての手続はこれに準ずることとする。（以下の手続についても同じとする。）

【市町村教育委員会から京都府教育委員会に提出する書類】

- ア 通知文（様式1）
- イ 添付書類
 - ・ 学齢簿（謄本）
 - ・ 就学予定者個人票（様式2）
 - ・ その他参考資料（病弱者の場合は、入院証明書、施設等入所者の場合は入所証明書等）



京都府教育委員会から保護者等への通知

▶ 保護者への通知（学校教育法施行令第14条）

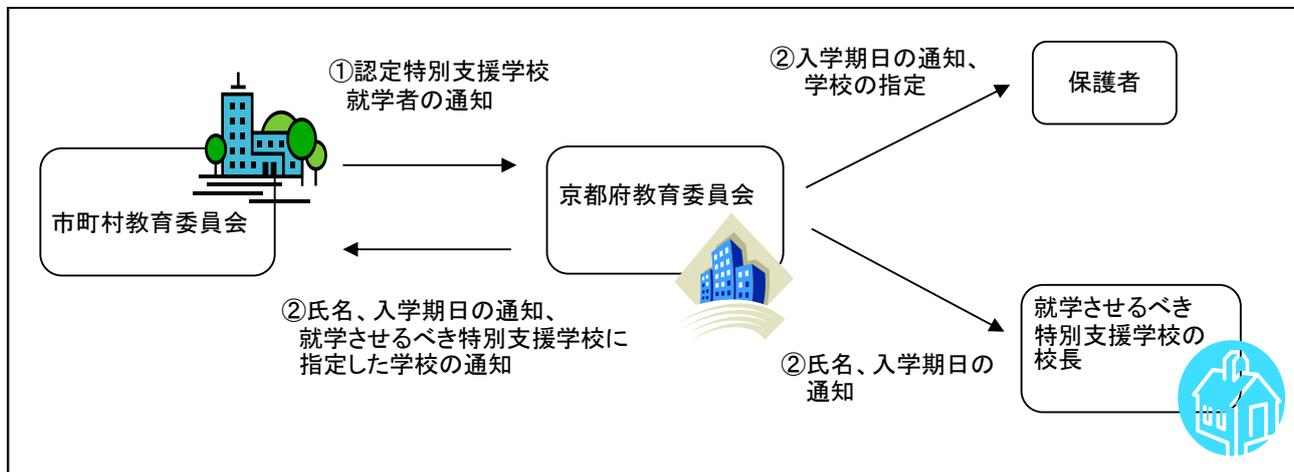
京都府教育委員会は、前記の通知を受けた就学予定者について、その保護者に対し、入学期日を通知する。

- 翌学年の初めから2月前まで（→1月31日まで）に通知する。
- 同時に、府の設置する特別支援学校が2校以上ある場合は、就学させるべき学校を指定する。

▶ 校長及び市町村教育委員会への通知（学校教育法施行令第15条）

京都府教育委員会は、前記の通知と同時に、就学させるべき特別支援学校の校長及び市町村教育委員会に対し、氏名及び入学期日を通知する。

また、就学させるべき学校を指定した時は、市町村教育委員会に対し、その指定した学校を通知する。



様式 1

番 年 月 日
号

京都府教育委員会教育長 様

市町（組合）教育委員会
教育長 印

令和 年度京都府立特別支援学校への就学予定者の通知について（通知）

学校教育法施行令第 11 条及び第 12 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 就学予定者数 名
- 2 就学予定者名簿（別紙のとおり）

別紙

氏 名	年 齢	主たる障害区分	備 考

（注）障害区分については、学校教育法施行令第 22 条の 3 の区分によること。

取扱注意

令和 年度 特別支援学校就学予定者個人票

ふりがな				性別			
氏名				保護者氏名			
生年月日		平成 年 月 日生			本人との続柄		
現住所		〒				電話	
就学状況	就学前	幼稚園	年保育	年目	療育園・整肢園	年 月 () 歳から	
		保育園	年保育	年目	その他	年 月 () 歳まで	
		こども園	年保育	年目		年 月 () 歳から	
	学歴	小・中 学校 第()学年まで(立 学校)に在籍					年 月 () 歳まで
身体状況		身長	cm	視力	右	左	
		体重	kg	聴力	右	左	
主たる障害 (該当するものに○ をすること)※1		視覚障害 知的障害 病弱	聴覚障害 肢体不自由	障害の起因	※2		
障害状況	障害の状況 (該当するすべてについて 記入すること)	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱	その他
		1, 光覚がない 2, 明暗だけわかる 3, 眼前のものがぼんやり見える 4, 色の区別が明確でない 5, 見える範囲が限られている	1, 全く聞こえない 2, 大きい音だけ聞こえる 3, 音のした方を向く 4, 話し声に気づく	1, A段階 2, B1段階 3, B2段階 4, C段階 5, D段階 ※A~Dについては注2を参照	1, 全身まひ(体幹) 2, 上・下肢まひ(右・左) 3, 上肢まひ(右・左) 4, 下肢まひ(右・左)	1, 慢性疾患 病名 医療的対応 2, 虚弱状況 既往症	1, 対人関係上の困難 2, 反復・常同行動 3, 自傷行為 4, 他傷・器物破損 5, 多動 6, かん黙 7, その他()
		特記事項					
	備考				発作	1, 大発作(月 回程度) 2, 小発作(月 回程度)	
身体障害者手帳		1, 有 2, 無	種 級 号		交付	年 月 日	
療育手帳		1, 有 2, 無	1, A 2, B		交付	年 月 日	
身辺自立の状況	歩 行	1, 全面介助	2, 大部分介助	3, 一部介助	4, ひとりのできる		
	着 脱	1, 全面介助	2, 大部分介助	3, 一部介助	4, ひとりのできる		
	排 便	1, 全面介助	2, 大部分介助	3, 一部介助	4, ひとりのできる		
	食 事	1, 全面介助	2, 大部分介助	3, 一部介助	4, ひとりのできる		

※1 「主たる障害」欄は、重複障害の場合には、いずれにも○を付すこと。
 ※2 病名・障害名等については「障害の起因」欄又は「備考」欄に記入すること。
 ※3 本票については、各市町村教育委員会において作成すること。

保護者の意見		
所 見	教育支援委員会 (就学指導委員会)	(注) 就学先の学校は、京都府教育委員会が指定するものであるので、学校名は記載しないこと。 (学校教育法施行法施行令第14条第2項)
	教育長	(注) 就学先の学校は、京都府教育委員会が指定するものであるので、学校名は記載しないこと。 (学校教育法施行法施行令第14条第2項)
備考		

注1 記入に当たっては、該当する番号を○で囲み、記載を要する箇所は簡潔に記入すること。

注2 「障害の状況」の項目中、「知的障害」の「障害の程度等」は現段階における発達の目安を下記の基準により記入すること。

A	おおよそ1歳半又はそれ以前の発達の段階 表情や身ぶりで意思疎通する発達段階
B1	おおよそ1歳半以降の発達の段階段階 話ことばを習得する発達の段階
B2	おおよそ3歳又はそれ以上の発達の段階 話しことばを豊かにする発達段階
C	おおよそ5, 6歳又はそれ以上の発達の段階 書きことばを習得する発達の段階
D	おおよそ9歳又はそれ以上の発達の段階 書きことばによって思考できる発達の段階

2 小学校・中学校から特別支援学校への転学手続

① 小学校・中学校長からの市町村教育委員会への通知

小学校・中学校に在学する学齢児童生徒で視覚障害者等となった者があるときは、当該校長は速やかに、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。（学校教育法施行令第12条第1項）



A 特別支援学校への就学について通知する場合

② 市町村教育委員会から京都府教育委員会への通知

市町村教育委員会は、前記2①の通知を受けた学齢児童生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者について、京都府教育委員会に対し、速やかにその氏名等を通知しなければならない。

（学校教育法施行令第12条第2項→第11条準用）

【市町村教育委員会から京都府教育委員会に提出する書類】

第4章1と同様に、次の書類を提出すること。

ア 通知文（様式1）

イ 添付書類

- ・ 学齢簿（謄本）
- ・ 就学予定者個人票（様式2）
- ・ その他参考資料

（病弱者の場合は、入院証明書、施設等入所者の場合は入所証明書等）



③ 京都府教育委員会から保護者等への通知

▶ 保護者への通知（学校教育法施行令第14条）

京都府教育委員会は、前記2A②の通知を受けた就学予定者について、その保護者に対し、入学期日を通知する。

○ 速やかに通知する。

○ 同時に、府の設置する特別支援学校が2校以上ある場合は、就学させるべき学校を指定する。

▶ 校長及び市町村教育委員会への通知（学校教育法施行令第15条）

京都府教育委員会は、前記の通知と同時に、就学させるべき特別支援学校の校長及び市町村教育委員会に対し、氏名及び入学期日を通知する。

また、就学させるべき学校を指定した時は、市町村教育委員会に対し、その指定した学校を通知する。

◎ 病院(施設)に入院(入所)した場合の留意事項

特別支援学校に併設(隣接)した病院(施設)へ入院(入所)した学齢児童生徒については、当該児童生徒の病弱の程度及び入院(入所)の期間等を勘案した上、当該特別支援学校に転学することとなる場合がある。

この場合において、府立特別支援学校に転学するときは、小学校・中学校からの転学手続として、

- ・ 校長においては前記2①の通知(小学校・中学校長から市町村教育委員会への通知)
- ・ 市町村教育委員会においては前記2A②の通知(市町村教育委員会から京都府教育委員会への通知)

が必要である。

なお、その手続に当たっては、「病気療養児の教育について」(平成6年12月21日付け文特第294号文部省初等中等教育局長通知)の趣旨にのっとり、事務処理を迅速化するためにも、転学先の特別支援学校において児童生徒の転入を確認した時点で、別紙事務連絡の様式で府教育委員会へ連絡すると同時に、当該保護者に対し、現籍校の校長へ申し出るよう指導すること。

また、上記以外の場合であっても、各特別支援学校の就学事務担当者は、児童生徒の転出入について、同様に京都府教育委員会に連絡すること。

入院等により、京都市立特別支援学校又は他府県立の特別支援学校に区域外就学する場合の手続きについては、「4 区域外就学」の項を参照。

B 市町村教育委員会が、現に在学する小学校・中学校に引き続き就学させる場合

市町村教育委員会は、当該小学校・中学校の校長にその旨を通知する。(学校教育法施行令第12条第3項)

C 市町村教育委員会が、就学先を変える場合

市町村教育委員会は、保護者に新たな小学校・中学校の入学期日通知を行う。(学校教育法施行令第6条において準用する第5条)

また、市町村教育委員会は、就学すべき小学校・中学校を指定する。(同施行令第5条第2項)

別紙様式

事 務 連 絡
年 月 日

特別支援教育課就学事務担当 あて

学校名：
担当者：

児童生徒の異動（転入・転出）について

下記のとおり報告します。

記

児 童 生 徒 氏 名	(年 月 日生)
住 所	
保 護 者 氏 名	
学 部 ・ 学 年	学 部 年
異動(転入・転出)年月日	年 月 日
理 由	
異 動 前 学 校 名	
異 動 後 学 校 名	
病 (障 害) 名	

3 特別支援学校からの転学手続

(1) 府立特別支援学校間において転学を必要とする場合（学校教育法施行令第16条）

京都府教育委員会は、以下の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により指定した学校の変更をすることができる。この場合において、京都府教育委員会は速やかにその保護者並びに先に指定した学校の校長及び市町村教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した学校の校長に対し、氏名及び入学期日（指定変更の日）を通知する。

- ① 府立特別支援学校に併設又は隣接する病院又は施設へ長期に入院又は入所する場合
- ② 住民票の異動を行った場合
- ③ 主たる障害の種類が変化した場合
- ④ その他、現在就学している学校へ引き続き就学することが困難な場合

該当の府立特別支援学校は、異動報告書（前ページの事務連絡）を特別支援教育課へ提出すること。

必要に応じ、施設等の入退所証明書、住民票記載事項証明書等、指定した学校を変更する理由が確認できる書類を添付すること。

(2) 京都市立の特別支援学校又は他府県の特別支援学校からの転学手続

京都市立の特別支援学校又は他府県の特別支援学校へ就学していた者が、住民票の異動により府立特別支援学校へ就学する必要が生じた場合は、新たに学齢簿に記載された者として、前記1と同様の就学手続をとること。

この場合において、市町村教育委員会から京都府教育委員会への通知の期日については、「翌学年の初めから3月前まで」を「速やかに」に読み替える。（学校教育法施行令第12条第2項）

(3) 京都市立、国立及び私立特別支援学校からの転学手続

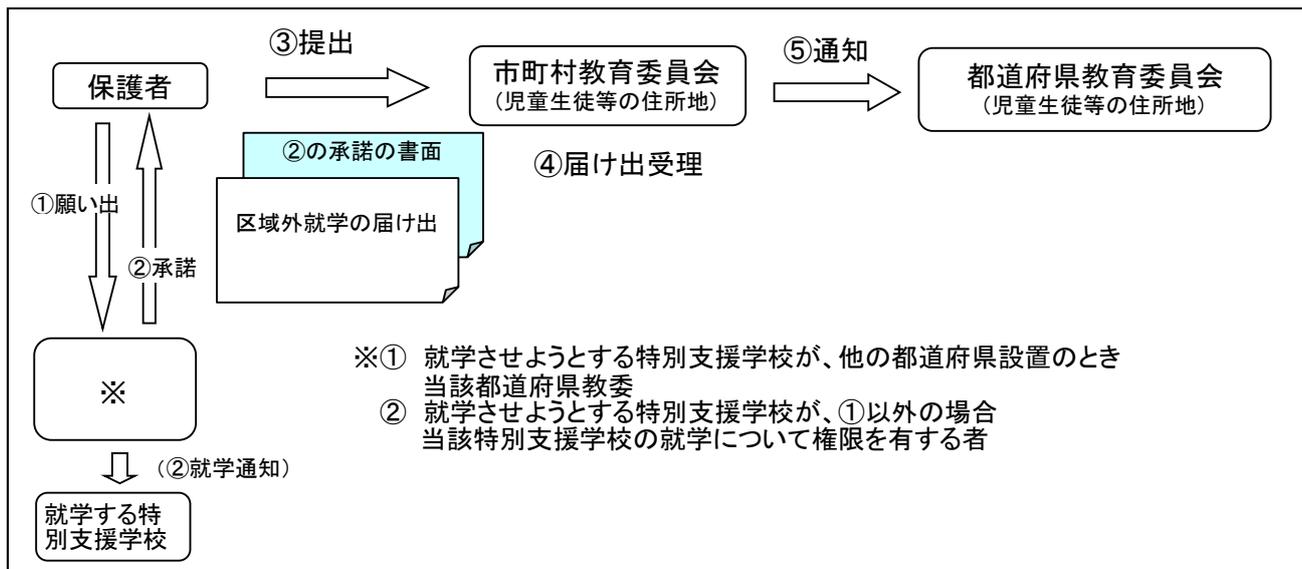
府内（京都市除く）に在住し、京都市立、国立及び私立特別支援学校に在籍している者が、府立特別支援学校へ就学する必要が生じた場合の転学手続は、区域外就学をしていた者の転学手続と同様とする。（第4章5「区域外就学をしている者が中途退学をした場合等の手続き」を参照）

4 区域外就学の手続

(1) 区域外就学の依頼（京都市を除く府内在住の学齢児童生徒を京都府立特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合）

ア 法令で定められる手続（学校教育法施行令第17条）

保護者は、就学させようとする特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨を当該学齢児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に届け出なければならない。

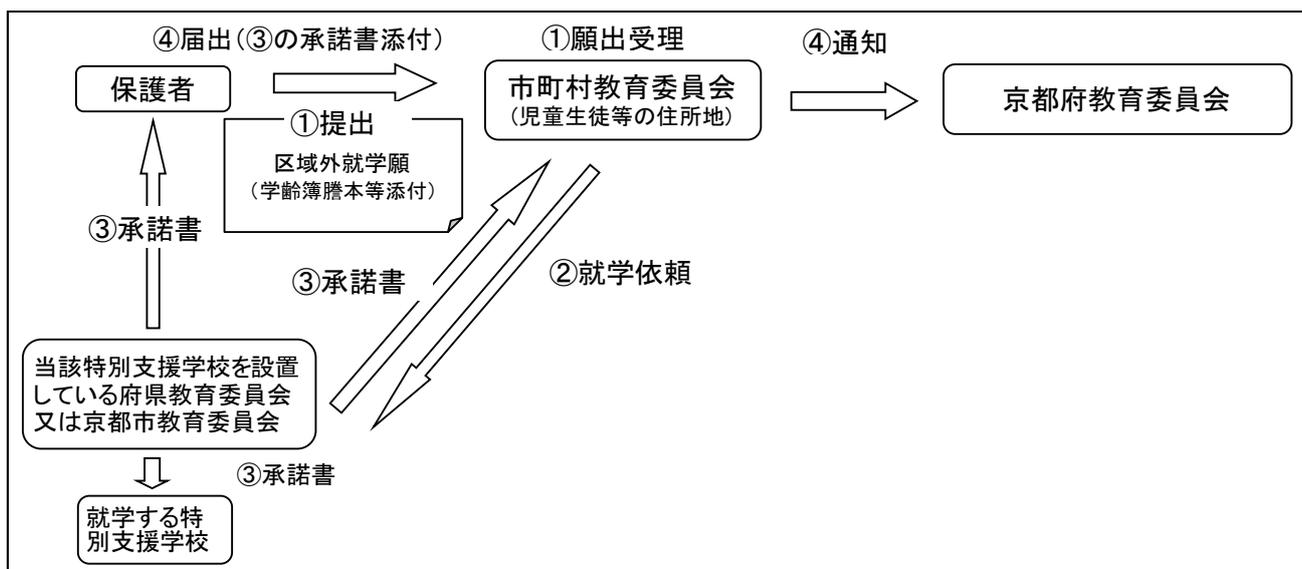


イ 近畿府県に所在する施設等に入所する場合（特例）

（平成 26 年 1 月 近畿各府県教育委員会申し合わせ事項）

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県に所在する府県立及び市立特別支援学校に区域外就学する場合は下記のとおり事務処理を行うこと。

- ① 保護者は、区域外就学依頼書（様式 1）を作成し、学齢簿謄本等必要な書類を添付の上、住所の存する市町村教育委員会に願い出る。
- ② 願出を受けた市町村教育委員会は、区域外就学依頼書（様式 1）を確認の上、押印し、保護者から提出された書類を添付の上、当該特別支援学校を設置する府県（京都市立特別支援学校の場合にあっては京都市。以下同じ。）教育委員会に依頼する。
- ③ 依頼を受けた府県教育委員会は、承諾書（様式 2、様式 3 及び様式 4）を作成し、保護者、市町村教育委員会教育長及び就学予定である特別支援学校の校長あてに送付する。
- ④ 区域外就学承諾書を受け取った市町村教育委員会は様式 5 により京都府教育委員会に通知する。
- ⑤ 承諾書を受けた保護者は、区域外就学承諾書を添え、その旨を住所の存する市町村教育委員会に届け出る。



【区域外就学を依頼する際に必要な書類】

区域外就学を依頼する際に必要な書類について、設置者が必要性を判断し、次のとおり整理している。

近畿各府県教育委員会の申し合わせによる区域外就学に係る様式は p 39～ p 45 参照。

区域外就学する学校の設置者	必要な書類
滋賀県	依頼書（様式1） 学齢簿謄本又は住民票の写し（住民票記載事項証明書） 入院証明書又は診断書
大阪府	依頼書（様式1） 学齢簿謄本又は住民票の写し（住民票記載事項証明書）
兵庫県	依頼書（様式1） 学齢簿謄本又は住民票の写し（住民票記載事項証明書）
奈良県	依頼書（様式1） 学齢簿謄本又は住民票の写し（住民票記載事項証明書） * 奈良養護学校整肢園分校（東大寺整肢園入院）への区域外就学の依頼については、入院証明書又は診断書も必要
和歌山県	依頼書（様式1） 学齢簿謄本又は住民票の写し（住民票記載事項証明書）
京都市	依頼書（様式1） 学齢簿謄本又は住民票の写し（住民票記載事項証明書）

※ 区域外就学先の学校で様式を作成している場合があるので、就学相談の際に確認すること。

※ 近畿府県以外の都道府県に区域外就学する場合は、手続きや必要書類について予め確認すること。

※ 京都市立総合支援学校に区域外就学する場合、同一年度内で内容に変更がなければ、2回目以降の手続きの際は、「学齢簿謄本又は住民票の写し（住民票記載事項証明書）」については、原本ではなく、前回の写し（コピー）の添付で可。

ウ 京都府内の国立特別支援学校への就学

京都府内の国立特別支援学校に児童生徒等が就学する場合にも、区域外就学となり、前記アのとおり、学校教育法施行令第17条の規定による手続をとることとなる。

したがって、当該児童生徒の住所の存する市町村教育委員会は、保護者から区域外就学の届出があれば、京都府教育委員会に対しその旨を通知しなければならない。

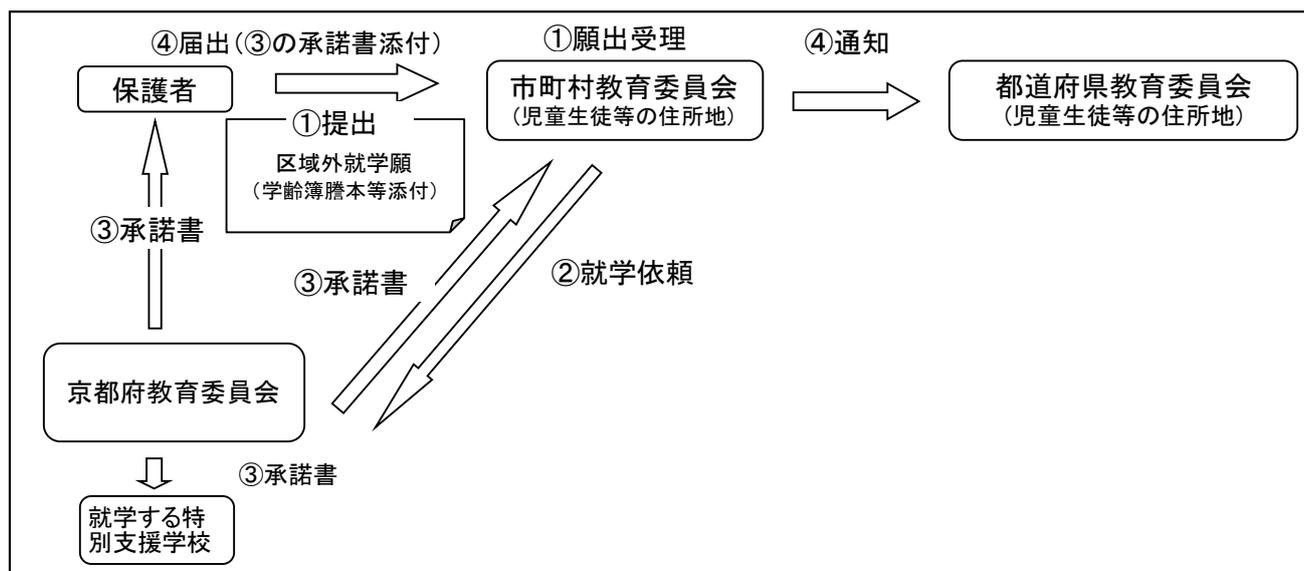
エ 府立特別支援学校から他の都道府県・京都市の特別支援学校への就学

前記ア、イと同様に、区域外就学の依頼の手続が必要となる。

なお、この場合、当該児童生徒等が在籍している府立特別支援学校がいち早く転学の実態を把握できることとなるので、前記2の「病院(施設)に入院(入所)した場合の留意事項」と同様に、該当府立特別支援学校児童生徒の転出の報告を別紙事務連絡により京都府教育委員会に報告すること。

(2) 区域外就学の承諾

他の都道府県・京都市在住の学齢児童生徒が、病院への入院等の理由により、府立特別支援学校に就学したい旨依頼があった場合は、当該市町村教育委員会から提出された書類を元に、府教育委員会において「区域外就学の承諾」の手続を行う。



5 区域外就学をしている者が中途退学した場合等の手続

区域外就学をしていた学齢児童生徒が中途退学をした場合等は、その事由により次の手続をとることとなる。

(1) 視覚障害者等の中途退学者の処置 (学校教育法施行令第18条)

引き続き特別支援学校へ就学する必要がある者が、小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学した場合は、当該学校の校長は、速やかにその旨を当該児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に通知する。

なお、当該児童生徒を市町村教育委員会が認定特別支援学校就学者と認定した場合には、様式7により、都道府県教育委員会に対し通知することとし、これを受けた都道府県教育委員会は、当該児童生徒について、速やかに新たに就学すべき特別支援学校を指定し、保護者に入学期日等を通知するとともに、当該児童生徒を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒の住所の存する市町村教育委員会に対し、その旨を

通知する。（学校教育法施行令第11条の3第2項→第11条準用、同法施行令第14条第1項、同第2項、同法施行令第15条第1項、同第2項）

- (2) **視覚障害者等でなくなった者の教育委員会への通知（学校教育法施行令第6条の2）**
特別支援学校に在学する学齢児童生徒で視覚障害者でなくなったものがあるときは、学校教育法施行令第6条の2により就学事務を行う。（第5章3「特別支援学校の児童生徒が視覚障害者等でなくなった場合の手続き」を参照）

6 その他

- (1) **入院等により京都府立特別支援学校に就学している京都府内（京都市を除く）の学齢児童生徒が、住民票を京都府外又は京都市に異動し、以後も引き続き入院等により当該府立特別支援学校に就学する場合**
転出先の市町村教育委員会を通じて、京都府教育委員会あてに区域外就学依頼の手続きを行うよう当該府立特別支援学校から保護者に連絡すること。
- (2) **京都府立特別支援学校の高等部に在籍している生徒が異動した場合の手続**
当該生徒が在籍している（た）府立特別支援学校の校長は、速やかに、府教育委員会に「生徒の異動報告書」（事務連絡）を提出すること。

【様式 1 : 区域外就学依頼書】

〇 〇 〇 第 △ △ 号
令和 年 月 日

府県教育委員会教育長 様
(依頼先)

市町村教育委員会教育長 印

区域外就学について (依頼)

このことについて、保護者より下記の願い出がありましたので、よろしくお取り計らい願います。

記

区域外就学の依頼について	
	年 月 日
市町村教育委員会 様	
保護者住所	_____
保護者氏名	_____ 印
下記の者を下記の理由により _____ 県・府 立 _____ 支援学校に就学させたいので、 _____ 県・府 教育委員会に対し、区域外就学の承諾依頼についてよろしくお取り計らい願います。	
記	
児童生徒氏名	_____ 男・女
生年月日	____平成____年 ____月 ____日
現在籍学校名	_____
(理由)	

(注) 学齢簿謄本または住民票を添付すること。

※A 4 版で作成すること。

【様式2：区域外就学承諾書（保護者あて）】

〇〇〇 第 △ △ 号
令和 年 月 日

保護者 様

当該教育委員会教育長 印

区域外就学承諾書の送付について（通知）

このことについて、下記のとおり承諾します。

記

		府県指令 第 〇 〇 号	
保護者住所	_____		
保護者氏名	_____		
	年	月	日
付付けで願い出のあったことについては、次のとおり就学することを承諾する。			
1 就学者	児童生徒名	_____	男・女
	生年月日	平成 年 月 日	
2 就学校	_____	立 _____ 学校	_____ 学部 第 _____ 学年
3 入学期日	令和 _____ 年	_____ 月	_____ 日
		令和 _____ 年	_____ 月 _____ 日
		当該教育委員会 印	

※A4版で作成すること。

【様式3：区域外就学承諾書（市町村あて）】

〇〇〇第△△号
令和 年 月 日

市町村教育委員会教育長 様

当該教育委員会教育長 印

区域外就学承諾書の送付について（通知）

このことについて、下記のとおり保護者あてに承諾書を送付したので、お知らせします。

記

府県指令 第 〇 〇 号	
保護者住所	_____
保護者氏名	_____
年 月 日付で願い出のあったことについては、次のとおり就学することを承諾する。	
1 就学者	児童生徒名 _____ 男・女
	生年月日 平成 年 月 日
2 就学校	_____ 立 _____ 学校 _____ 学部 第 _____ 学年
3 入学期日	令和 年 月 日
令和 年 月 日	
当該教育委員会 印	

※A4版で作成すること。

【様式4：区域外就学承諾書（学校長あて）】

〇〇〇第△△号
令和 年 月 日

学校長 様

当該教育委員会教育長 印

区域外就学承諾書の送付について（通知）

このことについて、下記のとおり保護者あてに承諾書を送付したので、お知らせします。

記

府県指令 第 〇 〇 号	
保護者住所	_____
保護者氏名	_____
年 月 日付けで願い出のあったことについては、次のとおり就学することを承諾する。	
1 就学者	児童生徒名 _____ 男・女
	生年月日 平成 年 月 日
2 就学校	_____ 立 _____ 学校 _____ 学部 第 _____ 学年
3 入学期日	令和 年 月 日
令和 年 月 日	
当該教育委員会 印	

※A4版で作成すること。

【様式5：区域外就学の通知】

〇〇〇第△△号
令和 年 月 日

府県教育委員会教育長 様

市町村教育委員会教育長 印

区域外就学の通知について

下記の者は保護者の申請により 年 月 日付けで _____ 立
_____ 学校から _____ 県・府 立 _____ 学校へ区域外
による 就学をするのでその旨通知します。

記

1	児童生徒氏名	
2	生年月日(性別)	
3	現住所	
4	保護者氏名	
5	保護者住所	
6	転入学部・学年	
7	備考	

※A4版で作成すること。

【様式6：区域外就学の退学】

〇〇〇第△△号
令和 年 月 日

市町村教育委員会教育長 様

当該学校長 印

学校教育法施行令第18条の該当者について

このことについて、下記のとおり通知します。

記

1	児童生徒氏名	
2	生年月日	
3	性別	
4	在籍校	
5	学部・学年	
6	住所	
7	保護者氏名	
8	異動理由	
9	異動年月日	

※A4版で作成すること。

【様式7：特別支援学校への就学が適当とする者についての通知（府教育委員会あて）】

文 書 番 号
令和 年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

市町村教育委員会 印

特別支援学校への就学が適当とする者についての通知

学校教育法施行令第11条の規定により、別紙学齢簿の謄本を添えて、下記のとおり通知します。

記

1	児童名	
2	生年月日	
3	性別	
4	現住所	
5	保護者氏名	
6	保護者の住所	
7	主たる障害	
8	障害名	
9	障害の程度	
10	その他	

(注) 1 主たる障害には、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者のうち、いずれかを記入すること。

2 添付書類は学齢簿謄本1通。

※ A4判で作成すること。

第5章 小学校・中学校への就学に係る手続

1 視覚障害者等となった者で引き続き小学校・中学校へ就学する者の手続

小学校・中学校に在学する学齢児童生徒で視覚障害者等となった者があるときは、当該小学校・中学校の校長は、速やかに市町村教育委員会にその旨を通知する。（学校教育法施行令第12条第1項）



- (1) 上記の通知を受けた市町村教育委員会が、当該学齢児童生徒について小学校又は中学校に就学させることが適当であると認めるものについて、現に在学する小学校又は中学校に引き続き就学させるとき

市町村教育委員会は、当該校長に対し、その旨を通知する。（学校教育法施行令第12条第3項）

- (2) 上記の通知を受けた市町村教育委員会が、当該学齢児童生徒について小学校又は中学校に就学させることが適当であると認めるものについて、現に在学する小学校又は中学校とは別の小学校・中学校に就学させるとき

市町村教育委員会は、保護者に新たな小学校・中学校の入学期日通知を行う。（学校教育法施行令第6条において準用する第5条）

また、市町村教育委員会は就学すべき小学校・中学校を指定する。（同法施行令第5条第2項）

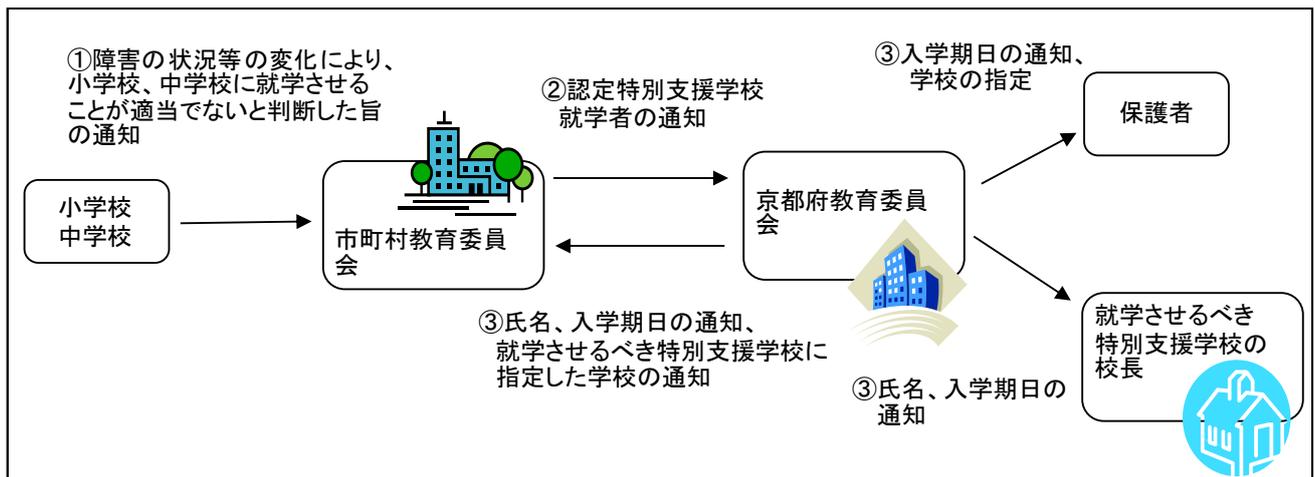
2 視覚障害者等で小学校又は中学校に在籍するもののうち、その障害の状態等に変化があった者の手続

視覚障害者等で小学校又は中学校に在学するもののうち、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により、これらの小学校又は中学校に就学させることが適当でなくなったと思われるものがあるときは、当該校長は、市町村教育委員会に対し、速やかにその旨を通知する。（学校教育法施行令第12条の2第1項）



- (1) 市町村教育委員会が認定特別支援学校就学者であると判断した場合

市町村教育委員会は、当該児童生徒を認定特別支援学校就学者であると判断した場合は、京都府教育委員会にその旨を通知をする。（学校教育法施行令第12条の2第2項で準用する第11条第1項）



(2) 市町村教育委員会が認定特別支援学校就学者であるとした者以外で就学先を変える場合

市町村教育委員会が、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外で現に在学する小学校・中学校以外の小学校・中学校に就学させる場合は、保護者、新たな就学先の小学校・中学校長に対し、入学期日等の通知を行う。（学校教育法施行令第6条において準用する第5条、同法施行令第7条）

(3) 市町村教育委員会が認定特別支援学校就学者であるとした者以外で、現に在学する小学校・中学校に引き続き就学させる場合

市町村教育委員会は、当該児童生徒を現に在学する小学校・中学校において、引き続き就学させる場合は、当該小学校・中学校の校長にその旨を通知する。（学校教育法施行令第12条の2第3項）

3 特別支援学校の児童生徒が視覚障害者等でなくなった場合の手続

(1) 校長から都道府県教育委員会への通知

特別支援学校に在学する学齢児童生徒で視覚障害者等でなくなったものがあるときは、当該学校の校長は、速やかに、当該児童生徒の住所の存する都道府県教育委員会（京都市に住所の存する児童生徒については、「都道府県教育委員会」を「京都市教育委員会」と読み替える。） ※にその旨を通知する。（学校教育法施行令第6条の2）

なお、児童生徒が死亡した場合は、これに該当しないが、当該府立特別支援学校の校長は、速やかに、当該児童生徒に係る「異動報告書」を京都府教育委員会まで提出すること。

※ 他府県・京都市在住の学齢児童生徒が入院等により府立特別支援学校に区域外就学していた場合で、学校教育法施行令第6条の2に該当することとなった場合には、当該都道府県・京都市教育委員会に通知することとなる。



(2) 都道府県教育委員会から市町村教育委員会への通知

都道府県教育委員会は、前記(1)の通知を受けた学齢児童生徒について、市町村教育委員会にその旨を通知する。（学校教育法施行令第6条の2第2項）

（在学している特別支援学校を転出した日の翌日が「視覚障害者等でなくなった日」

となる。)



(3) 市町村教育委員会から保護者等への通知

- ・ 市町村教育委員会は、保護者に小学校・中学校の入学期日を通知する。(学校教育法施行令第6条で準用する第5条第1項)
- ・ 市町村の設置する小学校・中学校が2校以上ある場合は、市町村教育委員会は、就学すべき小学校・中学校を指定する。(同施行令第6条で準用する第5条第2項)
- ・ 市町村の教育委員会は、当該児童生徒を就学させるべき小学校・中学校の校長に対し、当該児童生徒の氏名、入学期日を通知する。(同法施行令第7条)

4 特別支援学校に在学する児童生徒が小学校・中学校へ就学する場合の手続

- ・ 特別支援学校に在学する児童生徒で、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により小学校・中学校に就学する場合は、特別支援学校の校長は、速やかに都道府県教育委員会に対し、その旨を通知する。(学校教育法施行令第6条の3第1項)
- ・ 都道府県教育委員会は、市町村教育委員会にその旨を通知する。(同法施行令第6条の3第2項)



(1) 市町村教育委員会が当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると判断した場合

- ・ 市町村教育委員会は、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、都道府県教育委員会に対し、速やかにその旨を通知する。(学校教育法施行令第6条の3第3項)
- ・ 都道府県教育委員会は、当該特別支援学校の校長にその旨を通知する。(同法施行令第6条の3第4項)

(2) 市町村教育委員会が小学校・中学校へ就学することが適当であると判断した場合

- ・ 市町村教育委員会は、当該児童生徒が小学校・中学校へ就学することが適当であると判断した場合には、保護者に対し、小学校・中学校の就学期日等を通知する。(学校教育法施行令第6条において準用する第5条第1項)
- ・ 市町村の設置する小学校・中学校が2校以上ある場合は、市町村教育委員会は、就学すべき小学校・中学校を指定する。(同法施行令第6条において準用する第5条第2項)
- ・ 市町村の教育委員会は、当該児童生徒を就学させるべき小学校・中学校の校長に対し当該児童生徒の氏名及び入学期日を通知する。(同法施行令第7条)

5 視覚障害者等で小学校・中学校に在学する児童生徒が視覚障害者等でなくなった場合の手続

視覚障害者等で小学校・中学校に在学する児童生徒のうち視覚障害者等でなくなったものがあるときは、当該小学校・中学校の校長は速やかに、市町村教育委員会に対し、その旨を通知する。(学校教育法施行令第6条の4)

児童生徒の就学先の変更はないため、市町村教育委員会は保護者に対する入学期日等の通知を要しない。学齢簿の変更が必要な場合には、学齢簿の加除訂正を行う。

參考資料

■ 学校教育法（抄）

第 17 条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

2 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

3 前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第 8 章 特別支援教育

第 72 条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第 73 条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第 74 条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第 75 条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

第 76 条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

2 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第 77 条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第78条 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第79条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

2 寄宿舎指導員は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

第80条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のもを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

第81条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第82条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

■ 学校教育法施行令（抄）

第2節 小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校

（入学期日等の通知、学校の指定）

第5条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二

十二条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。）及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校を又は義務教育学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

第6条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校に在学する者を除く。）

二 次条第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒

三 第六条の三第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

四 第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）

五 第十二条第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

六 第十二条の二第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）

七 小学校、中学校又は義務教育学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校、中学校又は義務教育学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第6条の2 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び視覚障害者等でなくなつた旨を通知しなければならない。

第6条の3 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者の教

育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校、中学校又は義務教育学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなつた者を除く。）があるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び同項の通知があつた旨を通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

4 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第一項の校長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第6条の4 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に在学するものうち視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、その在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

第7条 市町村の教育委員会は、第五条第一項（第六条において準用する場合を含む。）の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

第8条 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立てにより、その指定した小学校、中学校又は義務教育学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

（区域外就学等）

第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合に

は、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

第10条 学齢児童及び学齢生徒でその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第3節 特別支援学校

（特別支援学校への就学についての通知）

第11条 市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本（第一条第三項の規定により磁気ディスクをもって学齢簿を調製している市町村の教育委員会にあつては、その者の学齢簿に記載されている事項を記載した書類）を送付しなければならない。

3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた者については、適用しない。

第11条の2 前条の規定は、小学校又は義務教育学校の前期課程に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第11条の3 第十一条の規定は、第二条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに（翌学年の初日から三月前の応ずる日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに）」と読み替えるものとする。

2 第十一条の規定は、第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

第12条 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の

初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

第12条の2 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に在学するもののうち、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

(学齢簿の加除訂正の通知)

第13条 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について第三条の規定による加除訂正をしたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(区域外就学等の届出の通知)

第13条の2 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に第九条第一項又は第十七条の届出があつたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定)

第14条 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一条第一項（第十一条の二において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する特別支援学校が二校以上ある場合

においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は、前条の通知を受けた児童生徒等については、適用しない。

第15条 都道府県の教育委員会は、前条第一項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前条第二項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した特別支援学校を通知しなければならない。

第16条 都道府県の教育委員会は、第十四条第二項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した特別支援学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした特別支援学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した特別支援学校の校長に対し、同条第一項の通知をしなければならない。

(区域外就学等)

第17条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

第18条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第3節の2 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取

第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第五条(第六条(第二号を除く。))において準用する場合を含む。)又は第十一条第一項(第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

※ 学校教育法施行令第22条の3については21ページを参照してください。

■ 学校教育法施行規則（抄）

第 138 条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第八百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第八百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第一百七条（第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第 140 条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第八百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第八百八条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第一百七条（第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが
適当なもの

第 141 条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

発行

京都府教育庁指導部特別支援教育課

Tel 075-414-5835

ホームページアドレス

<http://www.kyoto-be.ne.jp/tokubetsu/cms/>